

4. 放射線業務従事者の線量管理の状況

平成28年度の原子力施設における放射線業務従事者の線量は、以下のように評価している。

- (1) 発電用原子炉設置者等は、原子炉等規制法に基づき原子力施設における放射線業務に従事する者の線量が同法に基づく告示に定める線量限度を超えないように管理することが義務づけられている。平成28年度の原子力施設における放射線業務従事者の線量は、全ての事業所において、この線量限度を下回っている。

放射線業務従事者の線量限度：ICRPの1990年勧告を受けて関係法令を改正し、平成13年度から放射線業務従事者の線量限度は、5年間につき100ミリシーベルト及び1年間につき50ミリシーベルト。

(女子(実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第9条第2項他に規定する女子)については前述の規定のほか3ヶ月間につき5ミリシーベルト)

- (2) 平成28年度における線量管理の状況は以下のとおり。

- ① 実用発電用原子炉施設における平成28年度の放射線業務従事者数、総線量、平均線量は以下のとおり。

	平成28年度(平成27年度)		
	のべ人数〔人〕	総線量〔人・シーベルト〕	平均線量〔ミリシーベルト〕
福島第一原子力発電所以外	約46,900(約47,000)	7.60(9.99)	0.2(0.2)
福島第一原子力発電所	約15,800(約18,200)	45.90(77.67)	2.9(4.3)
合計、平均	約62,700(約65,200)	53.50(87.66)	0.9(1.3)

- ② 研究開発段階にある発電の用に供する原子炉施設における平成28年度の放射線業務従事者は、のべ人数で約1,800人(前年度約1,900人)、総線量は0.11人・シーベルト(前年度0.05人・シーベルト)であった。

また、放射線業務従事者一人当たりの平均線量は0.1ミリシーベルト(前年度0.0ミリシーベルト)であった。

- ③ 加工施設における平成28年度の放射線業務従事者は、のべ人数で2,000人(前年度約1,900人)、総線量は0.04人・シーベルト(前年度0.03人・シーベルト)であった。

また、放射線業務従事者一人当たりの平均線量は0.0ミリシーベルト(前年度0.0ミリシーベルト)であった。

- ④ 再処理施設における平成28年度の放射線業務従事者は、のべ人数で約6,900人(前年度約6,100人)、総線量は0.13人・シーベルト(前年度0.19人・シーベルト)であった。

また、放射線業務従事者一人当たりの平均線量は0.0ミリシーベルト(前年度0.0ミリシーベルト)であった。

- ⑤ 廃棄物埋設施設及び廃棄物管理施設における平成28年度の放射線業務従事者は、のべ人数で約1,700人(前年度約1,600人)、総線量は0.01人・シーベルト(前年度0.00人・シーベルト)であった。

また、放射線業務従事者一人当たりの平均線量は0.0ミリシーベルト(前年度0.0ミリシーベルト)であった。

- ⑥ 平成13年4月1日を始期とする5年間につき100ミリシーベルトとする線量限度が規定されており、今期は平成28年度を始期とした5年間が対象となる。平成28年度末におい

てこの線量限度を超えた放射線業務従事者はいなかった。

⑦ 女子（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第9条第2項他に規定する女子）の放射線業務従事者の3ヶ月間の線量については、3ヶ月間につき5ミリシーベルトとする線量限度が規定されており、平成28年度において、この線量限度を超えた女子の放射線業務従事者はいなかった。

(3) 原子力施設における放射線業務従事者の線量管理は、個々の施設ごとに実施している。従って、放射線業務従事者が複数の原子力事業所を移動した場合であっても、他の原子力事業所での被ばくの経歴を認識し、的確な放射線管理が行われている。

また、（財）放射線影響協会 放射線業務従事者中央登録センターが、放射線業務従事者の被ばく線量の一元的登録管理及び記録の保管を行っている。

(4) 平成28年度における放射線業務従事者の線量分布及び女子（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第9条第2項他に規定する女子）の放射線業務従事者の3ヶ月間の線量分布を示した。

また、平成19年度以降の各年度の原子力施設における放射線業務従事者の線量を参考資料に示した。

表の見方は次のとおりである。

① 放射線業務従事者の「総合計」については、原子力施設間を移動した放射線業務従事者についてそれぞれの原子力施設で集計しているため、重複して集計されている。

② 「総線量」については、「社員」「その他」それぞれの項目について小数点以下第3位を四捨五入して集計した。したがって、一部で「社員」の項と「その他」の項との和が「合計」と一致しないものがあるが、これは集計上の誤差である。

③ 「平均線量」については、小数点以下第2位を四捨五入して集計した。

④ 「最大線量」については、当該原子力施設においての実績である。

⑤ 放射線業務従事者及び線量の集計は、管理区域が設定された時点から集計している。

⑥ 原子炉等規制法に規定する「核燃料物質使用施設」を有する事業所については、「核燃料物質使用施設」での放射線業務従事者と一部重複して計上している。